



SMTB年金ニュース

(平成24年7月6日)



三井住友信託銀行年金コンサルティング部

【厚生年金基金/確定給付企業年金】

厚生労働省 有識者会議の最終報告について

AJ問題等を契機として設けられた厚生労働省傘下の研究会である「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」(以下「有識者会議」と略)は4月13日から厚生年金基金の資産運用・財政に関して議論を進めてきましたが、第8回の6月29日で最終回となり、7月6日に最終報告を公表しました。今回はこの報告書の概要を弊社の所感を交えてご案内します。

1. 報告書の対象

基本的に厚生年金基金が対象となっております。

2. 報告書の構成とトーン(両論併記が多い)

報告書の内容は、「資産運用規制の在り方」「財政運営の在り方」「厚生年金基金制度等の在り方」の3つに大別されます。このうち資産運用規制の在り方についての方向性は明確に示されましたが、財政運営・厚生年金基金制度については両論併記が多くなっています。

(次ページに続く)

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。

担当部署 : 三井住友信託銀行株式会社 年金コンサルティング部

電話番号 : 03-6256-3816

3. 資産運用規制の在り方

従来からの「受託者責任」のフレームワークを踏襲しつつ、厚生労働省通知「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」（以下「ガイドライン」と略）の改正等により分散投資の徹底等を行う方向を打ち出しました。

(1) 政策的資産構成割合の策定の義務化

運用の基本方針に政策的資産構成割合を定めることが努力義務から必須義務となり、さらに運用の基本方針の厚生労働省宛届出が義務化されます。

(2) 分散投資は行政監査・監事監査の対象に

資産運用に関する業務報告書の様式変更により、運用の基本方針の遵守状況を厚生労働省が把握できるようにするほか、分散投資の実施状況を行政監査の対象とします。また監事監査事項ともなります。

(3) 集中投資抑制は運用の基本方針に委ねられた

特定の運用受託機関の特定商品に対する集中投資については、一律の規制でなく、運用の基本方針に記載する内容とされました。

(弊社所感: 中間報告では『一社集中投資の上限設定』が記載されておりましたが、この最終報告では『特定商品に対する集中投資』が対象とされております。今後、この特定商品に該当するもの・該当しないものの具体的事例について厚労省が策定する改革案で一定程度明示されるものと思われまます。)

(4) 運用コンサルタントは要件を厳格化

AIJ問題等を契機として、要件が厳格化されます。

- ・基金が契約する際の要件として、運用コンサルタントは金融商品取引法上の投資助言・代理業を行うものとしての登録が必要となります。
- ・運用受託機関との間で利益相反がないことを基金が確認することが必要となります。

(5) その他

・資産管理運用業務に関して、基金役職員の研修受講状況の代議員会宛報告の義務化が記載されていますが、資産運用に関する実務経験や資格の保有状況等を勘案するという留保事項が付いています。

- ・資産運用委員会に運用の専門家を入れることが望ましいとしています。

4. 財政運営の在り方

(1) 予定利率を引き下げやすくする方策

「予定利率の引下げによって生じる積立不足は掛金引上げにより対応することを基本としつつ、掛金引上げについてできるだけ平準化し、予定利率を引き下げやすくする方策を検討する必要がある。」と記載されていますので、何らかの方策が規定されると思われまます。

(次ページに続く)

(2) 給付減額基準の緩和、解散基準の緩和、支払保証の強化

給付減額基準の緩和、解散基準の緩和、支払保証の強化はいずれも両論併記となっています。(弊社所感:報道では解散基準の緩和が既定路線とされています。確かに報告書では、「公的年金である代行部分の毀損を防ぐという観点から、財政健全化の見込みが立たない場合には解散を促していくことも必要となる。このため、現在の解散基準を緩和することや、「指定基金制度」と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくことなどが考えられる。」と記載されています。しかし一方で、解散に当たっては加入員や受給者の合意を前提とすべきであるとの意見もあったと記載されていますので、今後、厚労省における改革案の検討状況を確認していく必要があると考えております。)

5. 厚生年金基金制度等の在り方

(1) 0.875問題※は前進

最低責任準備金の計算に用いられる「代行給付費の計算に当たって用いられる係数(0.875)について早急に見直す必要がある。」と明記されています。(弊社所感:実態に合った係数の見直し等の施策が打ち出されることが期待されます。)

※ 代行部分の債務である最低責任準備金は、元利合計方式ですが、そこで控除項目である代行給付については計算上の代行部分(平均給与×加入期間×支給率)に係数(0.875)を乗じた額と定められています。「0.875」は厚生年金基金の代行部分支給率に係る給付のうち、支給開始時期の差異を考慮した国の厚生年金本体の給付の占める割合を算定するために使用してきた乗率です。しかし、設立時期が早い基金を中心に、高年齢の受給者が増加し、国の支給停止対象から外れる者が増加し、基金の給付に占める代行部分の割合が、「0.875」より大きくなっていることが想定されます。その場合には、最低責任準備金から控除する代行給付相当額が実態よりも過少に計算されることで、代行部分の債務である最低責任準備金が過大に計上され、財政上不足の要因となります。

(2) 特例解散の見直し(納付額の見直し、連帯債務の廃止か)

「モラルハザードの防止に留意し、厚生年金保険の被保険者の納得が十分に得られる仕組みであることを前提に、基金の自主的な努力を支援するとの観点から、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべきである。この場合、連帯債務の問題については、解散後も国と基金との間の債権・債務関係が続く現在の仕組みを見直して、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべきである。」と記載されていますが、具体的に「モラルハザードを防止し、厚生年金保険の被保険者の納得が十分得られる」落とし所をどうするのかはこれから検討されるようです。

(3) 代行制度の今後の在り方、資産の共同運用論

代行制度の今後の在り方や、資産の共同運用論については両論併記となっています。

(次ページに続く)

6. 今後の動向

最終報告末尾で、「厚生労働省においては・・・本報告で示した視点に沿って具体的な改革案を策定し、パブリックコメントを行うなど幅広く意見を聴取しながらさらに議論を深めていくことを期待したい。」と記載されています。

(弊社所感:通知レベルの規制は比較的速やかに改正されると推測しますが、法律改正を伴う内容は国会審議等の時間を要することになると思われます。例えば、資産運用規制に関する事項は、厚生労働省の課長通知で定められるガイドラインの修正で対応できることから、速やかに意見募集(パブリックコメント)を実施した後、改正されると推測します。)

以上